

令和 8 年 5 月 31 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

所在地 福岡県那珂川市片縄北1-4-1
学校法人名 学校法人 八洲学園
理事長名 和田 公人

課程設置認可申請書

福岡女子商業高等学校に通信制課程を設置したいので、学校教育法第4条の規定により、下記の書類を添えて認可を申請します。

記

1. 設置理由
2. 名称
3. 位置
4. 開設の時期
5. 学則の変更条文新旧対照表(変更箇所を朱書又は朱線を施すこと)
6. 新学則及び旧学則
7. 理事会・評議員会の決議録
8. 経費及び維持方法(設置後3か年の収支予算書)
9. 教職員の名簿(教員免許状の種類を明記のこと)
10. 校地校舎等の図面(校舎には各室の用途を記載すること)

1. 設置理由
本校は、多様な学習者のニーズに応えるため、通信制課程を併設し、ICTを活用した柔軟な学習環境を提供することで、転学・退学を防ぎ、地域社会における学習機会を拡充する。
2. 名称
学校法人八洲学園福岡女子商業高等学校 通信制課程(狭域通信制、福岡県・佐賀県)
3. 位置
福岡県那珂川市片縄北1丁目4番1号
4. 開設の時期
令和9年4月1日
5. 学則変更条文新旧対照表(変更個所を朱書又は朱線を施すこと)
旧学則の変更は行わず、新たに通信制の学則を新設
6. 新学則及び旧学則
別紙 新学則
7. 理事会・評議員会の決議録
8. 経費及び維持方法(設置後3か年の収支予算書)
別紙
9. 教職員の名簿(教員免許状の種類を明記のこと)
10. 校地校舎等の図面(校舎には各室の用途を記載すること)

学校法人八洲学園 福岡女子商業高等学校 通信制課程学則(案)

第1章 総則

(目的)

第1条

福岡女子商業高等学校 通信制課程(以下「本課程」という。)は、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法(昭和22年法律第26号)、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)及び高等学校通信教育規程(昭和37年文部省令第32号)その他の教育に関する法令に則り、ICT等の通信手段を活用して高等普通教育ならびに専門教育を施すことを目的とする。

(課程・学科・募集定員・修業年限及び教育区域・生徒の性別)

第2条

本校の名称、課程、学科、募集定員、修業年限及び募集区域は次のとおりとする。

- (1) 名称・課程 福岡女子商業高等学校 通信制課程
- (2) 学科 商業科
- (3) 募集定員 80名 (収容定員240名)
- (4) 修業年限 3年以上6年まで
- (5) 教育区域 福岡県及び佐賀県
- (6) 生徒の性別 女子

(位置及び施設)

第3条

本課程の事務局、面接指導施設、及び添削指導を行うための専用施設(添削室)は、福岡県那珂川市片縄北1丁目4番1号に置く。

第2章 学習期間

(学習期間)

第4条

学習期間は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとし、これを次の二期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第5条

休業日は学校教育法施行規則第61条第1項に規定する休業日のほか、本校全日制課程の学則に準じて校長がこれを定める。ただし、教育上必要があり、かつ、やむを得ない事由があるときは、休業日に面接指導(スクーリング)等を行うことができる。

第3章 教育課程、学習方法及び修了

(教育課程)

第6条

本課程の教育課程は、学習指導要領に則り、教育課程表(別表1)によるものとする。

(学習方法)

第7条

本課程における学習は、高等学校学習指導要領の通信制課程に関する定めにより、添削指導(レポート)、面接指導(スクーリング)、及び試験によって行う。

2 生徒は、各教科・科目等について別表1に定められた回数の報告課題を作成し、指定された期日までに提出して添削指導を受けなければならない。

3 生徒は、各教科・科目等について別表1に定められた時間数の面接指導を受けなければならない。

4 放送、インターネットその他の多様なメディアを利用して学習を行い、その学習の成果が満足できると認められるときは、前項の面接指導の時間数のうち、各教科・科目の規定時間数の10分の6の範囲内で面接指導を免除することができる。

(卒業の認定)

第8条

校長は、本課程に3年以上在学し、高等学校学習指導要領に定める必履修科目を含め、本校が定める所定の単位(74単位以上)を修得し、かつ特別活動を30単位時間以上履修した者に対して、高等学校の卒業を認定し、卒業証書を授与する。

(ボランティア活動等の単位認定)

第8条の2

校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行うボランティア活動、インターンシップその他の社会体験活動等、これらに準ずる学修の成果を本校における科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

(学校外における学修の単位認定)

第8条の3

校長は、教育上有益と認めるときは、生徒が行う本校の教育課程以外の学修を本校における科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

2 資格取得等の成果は、学校教育法施行規則第98条第2号(知識及び技能に関する審査に係る学修)に基づき単位認定を行う。

3 前項の規定により認定できる単位数は、第8条の2(ボランティア活動等の単位認定)により認定する単位数と合わせて、卒業までに修得すべき単位数のうち36単位を上限とする。

4 第1項の規定による技能審査の成果に係る単位認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 職員組織

(職員組織)

第9条

本課程には、本校の校長(全日制課程の校長が兼ねる)、通信教育を専当する教頭1名及び教員4名以上、並びに事務職員、校医、薬剤師、その他必要な職員を置く。

2 本校の全日制課程の教職員は、教育上支障のない範囲において、本課程の業務を兼務することができる。

第5章 入学等の異動

(入学資格)

第10条

本課程に入学することのできる者は、第2条第5号に定める教育区域内に住所を有する女子で、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 学校教育法施行規則第95条の規定により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学・転入学及び編入学の時期)

第11条

入学、転入学及び編入学の時期は、原則として各学期の始め(4月1日または10月1日)とする。ただし、校長が教育上支障がないと認めた場合は、随時これを行うことができる。

(入学等の選抜方法及び手続き)

第12条

本課程の入学、転入学及び編入学の選抜方法、出願手続等に関し必要な事項は、校長が別に定める。

(転入学及び編入学の許可、単位認定)

第13条

転入学または編入学を志願する者があるときは、選考の上、相当年齢に達し、前籍校における修得単位数や学習状況を審査し、同等以上の学力があると認められた者について入学を許可する。前籍校で修得した単位の認定については、別に定める規定による。

(課程間の転籍)

第14条

本校の全日制課程に在籍する生徒が本課程への転籍を志願するとき、又は本課程に在籍する生徒が全日制課程への転籍を志願するときは、教育上有益であると認められる場合に限り、所定の手続きを経て校長がこれを許可することができる。その際の単位認定等は別に定める。

(休学、退学及び除籍)

第15条

生徒が病気その他やむを得ない事由により引き続き長期間学習することができないときは、校長の許可を得て休学することができる。

2 生徒が退学しようとするときは、その事由を付して校長に願い出なければならない。

3 校長は、生徒が次の各号のいずれかに該当するときは、これを除籍することができる。

(1) 授業料その他の学納金の納入を怠り、督促を受けてもなお納入しないとき。

(2) 第2条第4号に定める修業年限を超えたとき。

(3) 長期間にわたり連絡が途絶え、成業の見込みがないと認められるとき。

(科目等履修生及び他課程生徒の履修)

第15条の2

校長は、本課程の教育に支障のない範囲において、高等学校の入学資格を有する者から特定の科目の履修の志願があったときは、選考の上、科目等履修生として許可することができる。

2 校長は、本校全日制課程に在籍する生徒から、本課程の特定の科目の履修の願い出があったときは、教育上有益と認める場合に限り、これを許可することができる。

第6章 授業料等の学納金

(学納金)

第16条

本課程における入学金、授業料その他の学納金は、通信制課程における履修形態及び全日制課程との課程間転籍の円滑化を考慮して定めるものとし、その額及び徴収方法は次のとおりとする。

(1) 入学選考料: 17,000円(出願時)

(2) 入学金: 40,000円(入学時)

(3) ICT環境整備費: 25,000円(入学時)

(4) 入学時施設費: 135,000円(入学時)

(5) 授業料:

イ 1年次から3年次までは定額制とし、年額456,000円(月額38,000円)とする。ただし、これは年間履修上限単位数30単位を基準として算定したものである。

ロ 4年次以降は単位制(単位従量制)に移行するものとし、授業料は1単位あたり10,000円とする。

(6) 施設費: 月額 3,200円

(7) 教育充実費: 月額 4,800円

2 前項の規定にかかわらず、高等学校等就学支援金の支給に関する法律に規定する支給対象者については、国が定める額を授業料から減額する。

3 既納の学納金は、原則として返還しない。

4 前各項の規定にかかわらず、本校全日制課程から本課程へ転籍する生徒については、第1項第1号から第4号に定める学納金(入学選考料、入学金、ICT環境整備費、入学時施設費)を全額免除する。

5 第15条の2に規定する科目等履修生及び全日制課程の生徒にかかる学納金は、入学選考料17,000円、登録料10,000円とし、授業料は1単位につき10,000円とする。ただし、本校全日制課程の生徒が履修する場合、入学選考料及び登録料は免除する。

第7章 賞罰及び補則

(賞罰)

第17条

校長は、教育上必要があると認めるときは、生徒を表彰し、又は懲戒処分(訓告、退学)を行うことができる。懲戒の基準については全日制課程の規定に準ずる。

(施行細則)

第18条

この学則の施行に関し必要な細則は、校長が別に定める。

附則

この学則は、令和9年4月1日から施行する。

別表1(第6条関係)
教育課程表

	教科	学年	必履修	単位数	1単位 あたりの 添削 指導回 数	1単位 あたりの 面接 指導回 数	添削回 数	面接指 導回数	メデイ ア減免 後の面 接時間 (目安)
		科目							
各学科に共通する各教科・科目	国語	現代の国語	○	2	3	1	6	2	1
		言語文化	○	2	3	1	6	2	1
		論理国語		4	3	1	12	4	2
	地理歴史	地理総合	○	2	3	1	6	2	1
		歴史総合	○	2	3	1	6	2	1
	公民	公共	○	2	3	1	6	2	1
		政治経済		2	3	1	6	2	1
	数学	数学Ⅰ	○	3	3	1	9	3	2
		数学A		2	3	1	6	2	1
		数学Ⅱ		4	3	1	12	4	2
	理科	科学と人間生活	○	2	3	4	6	8	4
		生物基礎	○	2	3	4	6	8	4
	保健体育	体育	○	7	1	5	7	35	14
		保健	○	2	3	1	6	2	1
	芸術	音楽Ⅰ	○	2	3	4	6	8	4
	外国語	英語コミュニケーションⅠ	○	3	3	4	9	12	5
		英語コミュニケーションⅡ		4	3	4	12	16	7
	家庭	家庭基礎	○	2	3	4	6	8	4
	情報	情報Ⅰ	○	2	2	3	4	6	3
	学校設定	Self Development(SD)		4	3	1	12	4	2
		キャリア探究		2	3	1	6	2	1
		哲学対話		1	1	3	1	3	2
		小論文講座		4	3	4	12	16	7
		就業体験(インターン)		2	1	1	2	2	1
		技能審査(資格取得枠)		2	1	1	2	2	1
		小計		62					
主として専門学科において開設される各教科・科目	商業	ビジネス基礎	○	2	3	2	6	4	2
		簿記		3	3	3	9	9	4
		財務会計Ⅰ		3	3	3	9	9	4
		財務会計Ⅱ		3	3	3	9	9	4
		原価計算		2	3	3	6	6	3
		管理会計		2	3	3	6	6	3
		情報処理		2	3	1	6	2	1
		プログラミング		3	3	1	9	3	2
		ソフトウェア活用		2	3	1	6	2	1
		ネットワーク活用		2	3	1	6	2	1
		ネットワーク管理		2	3	1	6	2	1
		ビジネス・コミュニケーション		2	2	3	4	6	3
		マーケティング		2	3	1	6	2	1
		商品開発と流通		2	3	1	6	2	1
		ビジネス・マネジメント		2	3	1	6	2	1
		グローバル経済		2	3	1	6	2	1
		ビジネス法規		2	3	1	6	2	1
		課題研究	○	3	3	3	9	9	4
		商業系合計		41					
	総合的な探究の時間	○	3	1	1	3	3	2	
	特別活動	○	-						

※特別活動は、ホームルーム活動、学校行事等を含め、卒業までに30単位時間以上を履修すること。

経費及び維持方法

学校名 学校法人八洲学園 福岡女子商業高等学校

(単位：千円)

	令和 9 年度	
	予 算 額	摘 要
学生生徒等納付金収入	60,160	
(授業料収入)	36,480	456千円 × 80人 = 36,480千円
(入学金収入)	3,200	40千円 × 80人 (R9年度入学者) = 3,200千円
(施設設備資金収入)	15,872	(1) 施設費 3.2千円 × 12ヶ月 × 80人 = 3,072千円 (2) 入学時施設費+ICT環境整備費 160千円 × 80人 (R9年度入学者) = 12,800千円 (3) (1) + (2) = 15,872千円
(教育充実費収入)	4,608	4.8千円×12ヶ月× 80人 = 4,608千円
(学用品費収入)	0	
(諸経費収入)	0	
手数料収入	1,360	
(入学検定料)	1,360	17千円 × 80人 = 1,360千円
(その他収入)	0	
寄付金収入	0	
補助金収入	6,552	81,905円×80人 = 6,552千円 ※補助金単価は、令和7年度を参考
資産運用収入	0	
事業収入	0	
雑収入	0	
借入金収入	0	
前受金収入	16,000	
(入学金収入)	3,200	40千円 × 80人 (R10年度入学者) = 3,200千円
(授業料収入)	0	
(設備費収入)	12,800	(1) 入学時施設費 160千円(※) × 80人 (R10年度入学者) = 12,800千円 (※)入学時施設費135千円+ICT環境整備費25千円=160千円
その他の収入	0	例：前期末未収入金収入等
資金収入調整勘定	(16,000)	(1) 前期末前受金△16,000千円 (①+②) ①入学金前受金 40千円 × 80人 (R9年度入学者) = 3,200千円 ②施設資金前受金 160千円(※) × 80人 (R9年度入学者) = 12,800千円 (※)入学時施設費135千円+ICT環境整備費25千円=160千円
前年度繰越支払資金	0	
収入計	68,072	
人件費支出	8,000	
(教員人件費)	5,000	(1) 給与 教頭1名 5000千円
(職員人件費)	3,000	(1) 給与 専任1名 3000千円
教育研究費支出	18,986	令和7年度実績139,546千円 ÷ 令和7年度在籍者数 588人 × 80人 = 18,986千円
管理経費支出	1,171	令和7年度実績 8,605千円 ÷ 令和7年度在籍者数 588人 × 80人 = 1,171千円
借入金等支出	0	
利息支出	0	
返済支出	0	
施設関係支出	0	
設備関係支出	0	
(教育研究用機器備品)	0	
(その他の機器備品)	0	
(図書支出)	0	
その他の支出	0	
資金支出調整勘定	0	例：期末未払金、前期末前払金等
次年度繰越支払資金	39,916	
支出計	68,072	

収支差額	0
------	---

経費及び維持方法

学校名 学校法人八洲学園 福岡女子商業高等学校

(単位：千円)

	令和 10 年度	
	予 算 額	摘 要
学生生徒等納付金収入	104,320	
(授業料収入)	72,960	456千円 × 160人 = 72,960千円
(入学金収入)	3,200	40千円 × 80人 (R10年度入学者) = 3,200千円
(施設設備資金収入)	18,944	(1) 施設費 ①1学年 3.2千円 × 12ヶ月 × 80人 = 3,072千円 ②2学年 3.2千円 × 12ヶ月 × 80人 = 3,072千円 ③①+②=6,144千円 (2) 入学時施設費+ICT環境整備費 160千円 × 80人 (R10年度入学者) = 12,800千円 (3) (1) + (2) = 18,944千円
(教育充実費収入)	9,216	(1) 1学年 4.8千円×12ヶ月× 80人 = 4,608千円 (2) 2学年 4.8千円×12ヶ月× 80人 = 4,608千円 (3) (1) + (2) = 9,216千円
(学用品費収入)	0	
(諸経費収入)	0	
手数料収入	1,360	
(入学検定料)	1,360	17千円 × 80人 = 1,360千円
(その他収入)	0	
寄付金収入	0	
補助金収入	13,105	81,905円×160人(1学年80名+2学年80名) = 13,105千円 ※補助金単価は、令和7年度を参考
資産運用収入	0	
事業収入	0	
雑収入	0	
借入金収入	0	
前受金収入	16,000	
(入学金収入)	3,200	40千円 × 80人 (R11年度入学者) = 3,200千円
(授業料収入)	0	
(設備費収入)	12,800	(1) 入学時施設費 160千円(※) × 80人 (R11年度入学者) = 12,800千円 (※)入学時施設費135千円+ICT環境整備費25千円=160千円
その他の収入	0	例：前期末未収入金収入等
資金収入調整勘定	(16,000)	(1) 前期末前受金△16,000千円 (①+②) ①入学金前受金 40千円 × 80人 (R10年度入学者) = 3,200千円 ②施設資金前受金 160千円(※) × 80人 (R10年度入学者) = 12,800千円 (※)入学時施設費135千円+ICT環境整備費25千円=160千円
前年度繰越支払資金	39,916	
収入計	158,701	
人件費支出	12,000	
(教員人件費)	9,000	(1) 給与 教頭1名 = 5,000千円 専任1名 = 4,000千円
(職員人件費)	3,000	(1) 給与 専任1名 = 3,000千円
教育研究費支出	37,972	令和7年度実績139,546千円 ÷ 令和7年度在籍者数588人 × 160人 (1学年80名 + 2学年80名) = 37,972千円
管理経費支出	2,341	令和6年度実績8,605千円 ÷ 令和6年度在籍者数 588人 × 160人 = 2,341千円
借入金等支出	0	
利息支出	0	
返済支出	0	
施設関係支出	0	
設備関係支出	0	
(教育研究用機器備品)	0	
(その他の機器備品)	0	
(図書支出)	0	
その他の支出	0	
資金支出調整勘定	0	例：期末未払金、前期末前払金等
次年度繰越支払資金	106,387	
支出計	158,701	

収支差額	0
------	---

経費及び維持方法

学校名 学校法人八洲学園 福岡女子商業高等学校

(単位：千円)

	令和 11 年度	
	予 算 額	摘 要
学生生徒等納付金収入	148,480	
(授業料収入)	109,440	456千円 × 240人 = 109,440千円
(入学金収入)	3,200	40千円 × 80人 (R11年度入学者) = 3,200千円
(施設設備資金収入)	22,016	(1) 施設費 ①1学年 3.2千円 × 12ヶ月 × 80人 = 3,072千円 ②2学年 3.2千円 × 12ヶ月 × 80人 = 3,072千円 ③3学年 3.2千円 × 12ヶ月 × 80人 = 3,072千円 ④①+②+③=9,216千円 (2) 入学時施設費+ICT環境整備費 160千円 × 80人 (R10年度入学者) = 12,800千円 (3) (1) + (2) = 22,016千円
(教育充実費収入)	13,824	(1) 1学年 4.8千円×12ヶ月× 80人 = 4,608千円 (2) 2学年 4.8千円×12ヶ月× 80人 = 4,608千円 (3) 3学年 4.8千円×12ヶ月× 80人 = 4,608千円 (4) = (1) + (2) + (3) = 13,824千円
(学用品費収入)	0	
(諸経費収入)	0	
手数料収入	1,360	
(入学検定料)	1,360	17千円 × 80人 = 1,360千円
(その他収入)	0	
寄付金収入	0	
補助金収入	19,657	81,905円×240人(1学年80名+2学年80名+3学年80名) = 19,657千円 ※補助金単価は、令和7年度を参考
資産運用収入	0	
事業収入	0	
雑収入	0	
借入金収入	0	
前受金収入	16,000	
(入学金収入)	3,200	40千円 × 80人 (R12年度入学者) = 3,200千円
(授業料収入)	0	
(設備費収入)	12,800	(1) 入学時施設費 160千円(※) × 80人 (R12年度入学者) = 12,800千円 (※)入学時施設費135千円+ICT環境整備費25千円=160千円
その他の収入	0	例：前期末未収入金収入等
資金収入調整勘定	(16,000)	(1) 前期末前受金△16,000千円 (①+②) ①入学金前受金 40千円 × 80人 (R11年度入学者) = 3,200千円 ②施設資金前受金 160千円(※) × 80人 (R11年度入学者) = 12,800千円 (※)入学時施設費135千円+ICT環境整備費25千円=160千円
前年度繰越支払資金	106,387	
収入計	275,885	
人件費支出	24,000	
(教員人件費)	21,000	(1) 給与 教頭1名 = 5,000千円 専任4名 = 4,000千円 × 4人 = 16,000千円
(職員人件費)	3,000	(1) 給与 専任1名 3000千円
教育研究費支出	56,958	令和7年度実績 139,546千円 ÷ 令和7年度在籍者数 588人 × 240人 (1学年80名 + 2学年80名 + 3学年80名) = 56,958千円
管理経費支出	3,512	令和7年度実績 8,605千円 ÷ 令和7年度在籍者数 588人 × 240人 (1学年80名 + 2学年80名 + 3学年80名) = 3,512千円
借入金等支出	0	
利息支出	0	
返済支出	0	
施設関係支出	0	
設備関係支出	0	
(教育研究用機器備品)	0	
(その他の機器備品)	0	
(図書支出)	0	
その他の支出	0	
資金支出調整勘定	0	例：期末未払金、前期末前払金等
次年度繰越支払資金	191,415	
支出計	275,885	

収支差額	0
------	---

開設に要する経費

学校名 学校法人八洲学園 福岡女子商業高等学校

(単位：千円)

科目		予算額
開設資金	設置者負担金	
	寄付金	
	借入金	
	計	0
開設経費	校地購入費	
	校舎建築費	
	教具購入費	
	校具購入費	
	図書費	
	計	0

※借入金は既設学校法人が条件を満たす場合にのみ可

施 設 の 概 要

1 校 地

(所在地) 福岡県那珂川市片縄北1-4-1
 (校地の面積) 42,580 m²
 (うち、運動場の面積) 16,314 m²

2 校 舎

(校舎延べ床面積) 10,741 m²
 (うち、体育館の面積) 2,627 m²

【校舎の内訳】

第1棟

階	使用区分	学年 (学科)	面 積	備 考
1	通信制教室 1	商業科	79.2	
1	通信制教室 2	商業科	66.8	
1	通信制職員室	商業科	66.8	
1	事務室	商業科	65.7	
1	理科室	商業科	98.6	
	⋮			
		計	377	

第2棟

階	使用区分	学 科	面 積	備 考
1	調理室	商業科	180	
1	試食室	商業科	90	
1	計算事務室	商業科	135	
1	保健室	商業科	71.1	
2	進路指導室	商業科	71.1	
2	総合実践室	商業科	180	
3	視聴覚室	商業科	162.2	
3	簿記室	商業科	71.1	
3	図書室	商業科	159.9	
		計	1,120	

3 その他施設

食堂

270 m²

学 級 編 成 表

学科名	第1年度		第2年度		第3年度	
	学級数	定員	学級数	定員	学級数	定員
商業科	2	80	2	80	2	80
計	2	40	2	40	2	40

教 職 員 組 織 表

職名	第1年度		第2年度		第3年度	
	専任	兼任	専任	兼任	専任	兼任
校長		1		1		1
副校長						
教頭	1		1		1	
教諭		6		6	2	4
助教諭						
講師		2		2	2	
養護教諭		1		1		1
事務長		1		1		1
事務職員		1		1		1
学校医		1		1		1
学校歯科医		1		1		1
学校薬剤師		1		1		1
計	1	15	1	15	5	11

※必要に応じて行を追加してください。

令和 8年 月 日

福岡県知事 服部 誠太郎 殿

所在地 福岡県那珂川市片縄北1-4-1
学校法人名 八洲学園
理事長名 和田 公人

進 達 願

学校法人八洲学園の寄付行為を別紙のとおり一部変更したいので、私立学校法施行令第7条の規定により、文部科学大臣宛あて進達願います。